

PSカードと同等の身分証明書の発行申請によって取得した個人情報の取扱いについて

平成24年10月29日

田子の浦港管理事務所

第1 基本的事項

田子の浦港管理事務所が発行するPSカードと同等の身分証明書（以下「制限区域立入許可証」という。）の発行業務等に当たり、個人情報の取扱いについて定める。

第2 目的外利用・提供の禁止

制限区域立入許可証の発行に当たり、申請者から個人情報を取得したときは、その個人情報を制限区域立入許可証の発行及び管理の目的のためにのみ使用し、自らの私的目的のため利用し、又は他者に提供してはならない。

第3 複写又は複製の禁止

制限区域立入許可証の発行に当たり、申請者から個人情報を取得したときは、発行及び管理に必要な場合を除いて、個人情報が記録された書類を複写し、又は複製してはならない。

第4 資料等の保管

制限区域立入許可証の発行に当たり、申請者から取得した個人情報が記録された資料等については、施錠できる鉄庫に保管しなければならない。

第5 資料等の廃棄

制限区域立入許可証の発行に当たり、申請者から取得した個人情報が記録された資料等については、不要となった時点で直ちに適切な方法で廃棄するものとする。